

「聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

依頼団体：聴覚障害者制度改革推進中央本部

〆切：2016年7月7日

提出日：2016年6月28日

政党名：社民党

担当者：政策審議会 小林わかば

1、「情報・コミュニケーション法（仮称）の制定について

情報・コミュニケーションは生きるための権利です。また、すべての障害者の社会参加を保障するという意味で、情報・コミュニケーションを保障する法律・制度が必要だと考えます。「情報・コミュニケーション法」の制定に取り組みます。政策決定、また情報アクセシビリティを確立させるための環境整備の現場に、当事者が積極的に参画することにより実現を図っていきます。

2、「手話言語法（仮称）」の制定について

障害者基本法の改正により、手話が言語に含まれるものとして位置付けられました。また、「アクセシビリティ」（年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること）は障害者権利条約が位置付ける重要な権利であり、障害者差別禁止法にも理念が掲げられています。社民党は、「手話言語法」の制定を選挙公約に掲げています。

3、聴覚障害認定の基準について

聴覚障害者に限らず、日本は障害に関する規定がはっきりとしておらず、また、WHOや先進国に比べ、障害の基準が低すぎます。国際的な基準方法、基準水準に改めることが急務だと考えます。聴覚障害の認定についても同様です。聴覚障害に関する福祉サービスも、それぞれの聴覚障害者の要望、希望を優先し、生活ニーズにあわせたサービスを組み立てるべきです。

4、「盲ろう」という固有の障害について

視覚と聴覚が失われた状態で生活している盲ろう者は、独力でコミュニケーションや情報入手はむずかしく、また、移動も困難な状態に置かれています。「盲ろう」を独自の障害種別として位置付け、教育、就労、社会生活への参加を推進していくことに賛成です。単に重複障害としてではなく、固有の障害とすることにより特性を捉え、きめ細やかな対応、支援が可能になると考えます。

5、手話通訳制度における資格について

手話通訳士の質の向上、人材確保のために、公認資格から国家資格への格上げは必要だと考えます。あわせて、手話人口が増やすために、国家資格者が手話の指導にあたるなど、手話を広げる人材育成の役割を担う制度に整えることも大事だと思います。

6、手話通訳者の身分保障について

専門職として手話通訳者の正規職員雇用を改善していくことに賛成です。障害者差別禁止法により、合理的配慮の提供が国・自治体に義務付けられ、民間事業者にも努力義務が求められています。こうした動きと連動し、手話を言語として使える人のすそ野を広げ、手話通訳者の必要性を高めながら身分保障の課題に取り組みます。

7、その他

社民党は、「手話言語法」の制定を選挙公約に掲げています。また、社民党自治体議員は各議会において「手話言語条例」の制定に取り組んでいます。「情報・コミュニケーション法」、「手話言語法」の制定に取り組みます。

(以上)